

## - 浄化槽の適切な維持管理をお願いします -

問合せ先：環境対策課環境保全係 ☎2213

10月は、「浄化槽月間」です。浄化槽は、家庭からの生活排水をきれいな水に浄化し、地域の快適な生活環境を守る役割を担っています。私たちの生活環境を守るために重要な役割を担っていることから、法律において「保守点検」・「清掃」・「法定検査」が義務付けられています。(浄化槽法)

私たちが日々の生活を快適に過ごすためには、浄化槽を適切に維持管理し、最適な水環境を守ることが大切です。この機会にぜひ、浄化槽への理解を深めてみましょう。

### 保守点検

浄化槽の保守点検、付帯設備の補修や消毒剤の補充などを行います。専門的な知識を持った浄化槽保守点検業者に委託してください。

浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りを行います。浄化槽清掃業許可業者に委託して年1回以上実施してください。

### 法定検査

保守点検、清掃による浄化槽の管理が適切に行われているかを検査します。浄化槽法第11条により年1回受検が義務付けられています。県指定検査機関にお申込みください。

### 清掃



◇問合せ先：  
・環境対策課環境保全係 ☎22-2213  
・賀茂健康福祉センター 環境課 ☎24-2053

◇指定検査機関：  
(一財) 静岡県生活科学検査センター ☎054-621-5863



## - 水道管の漏水調査を行います -

問合せ先：上下水道課工務係 ☎1200

上下水道課では、10月から1月にかけて数根、立野、蓮台寺地区にて水道管の漏水調査を行います。市より委託を受けた調査会社が戸別に訪問し、漏水調査を行います。また、夜間、道路に埋設された水道管の路面音聴調査等を行います。

調査員は、市の腕章と身分証明書を携帯しております。期間中、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



◇注意◇  
調査員は、腕章と身分証明書を持っています！

※詐欺に注意を！

任意加入制度のご案内  
やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や国民年金に加入していなかった期間がある場合は、その期間に応じて年金額が少なくなります。  
国民年金では、本人の申出により、保険料の納付済期間が40年間(480月)に満たない場合であって、厚生年金・共済組合に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間、任意加入して年金額を増やすことができます。  
老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間及び保険料免除期間などの合計が原則として10年(120月)以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。(昭和40年4月1日以前に生まれ



和40年4月1日以前に生まれの方に限る。) また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することが出来ます。  
保険料 月額17,510円(令和7年度)  
申請時に必要な書類  
・基礎年金番号のわかるもの  
・預貯金通帳  
・通帳届出印鑑  
※65〜70歳になるまで加入する場合、これらのほかに戸籍謄本が必要です。  
※老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方、厚生年金・共済組合に加入している方は任意加入できません。  
◎申出を行った日が加入日となり、その月から保険料が発生します。  
◎遡っての任意加入はできません。  
◎納付方法は原則、口座振替となります。  
◎加入手続は、住民登録のある市区町村の国民年金担当窓口で行います。

問合せ先  
市民保健課国民年金係  
(東本郷庁舎窓口) ☎223922

## 防災かわら版

問合せ先：防災安全課防災係(河内庁舎2階) ☎364145

## ~確認してみましょう! 「日頃の備え」・「発災後の動き」~

令和7年7月30日にカムチャツカ半島沖を震源とした2度の地震により、下田市内においても津波警報が発令されました。下田市では最大0.6mの津波が観測されましたが、迅速な避難行動により犠牲者や大きな被害は確認されませんでした。南海トラフ地震の発生も危惧されるなか、地震や津波から身を守るため、発災前後の行動について確認しましょう。

### 〇日頃の備え…(発災前)



- 〇備蓄食料や非常用資材を準備し、持ち出し袋などで運びやすくする。(常備薬や小銭、避難者にとって必要なもの(入れ歯、哺乳瓶など)を準備する。)
- 〇地域の危険な場所や避難場所について把握し、避難行動を確認する。
- 〇食料や飲み物、携帯トイレなどの防災用品を備蓄する。

### 〇発災したら…(発災直後)



- 〇屋内にいる場合は、テーブルの下に隠れて身を守る。屋外にいる場合は、倒れそうなものから離れ、開けた場所へ避難するなど、自分の身の安全を確保する。
- 〇出火防止や初期消火、避難経路を確保する。
- 〇家族や地域の人たちの安全を確認する。

### 〇発災したら…(避難行動)



- 〇被害状況や津波の危険性を考慮し、避難行動が必要か判断する。
- 〇避難する必要がある場合は、非常用持ち出し袋や貴重品を持ち避難する。
- 〇津波が到達する恐れがある場合は、できる限り急いで高台へ避難する。
- 〇余裕があれば高台や一時避難場所から、付近の避難所へと移動する。

### 〇発災したら…(避難生活)



- 〇自宅で生活できる状況であれば、自宅で在宅避難をする。
- 〇在宅避難が難しい場合は、避難所で避難生活をする。
- 〇各避難所には飲食物や携帯トイレ等が備蓄されているが、数や種類に限りがあるため、必要なものは事前に準備し、避難の際に持ち出せるようにする。  
※家庭の備蓄は、3〜7日分を目安に準備する。

## 一下田市の対策一

〇市内の避難所となる施設に食料や飲料水、簡易トイレ等の防災用備品を備蓄しています。市で購入しているもののほか、ガイドーアサヒベンディング株式会社との協定により、約2年に1度飲料水を寄贈いただいています。

〇自主防災会の活動を補助するための補助金や、非常用電源のためのポータブル発電機等への補助、感震ブレーカーを整備するための補助など、防災対策に掛かる負担を減らすため、各種補助金があります。



飲料水の備蓄  
(協定先: ガイドーアサヒベンディング(株))

簡易トイレ  
(ラップボール)